

～正しい申告と納税を～ 年末調整がはじまります

給与所得者の年末調整

給与所得者の所得税は、通常、その年の最後に支払われる給与や賞与において所得税の過不足を清算する「年末調整」が行われます。

■年末調整をすることで控除が受けられます

控除申告書を勤務先に提出することで、次のような控除が受けられます。

各種控除	勤務先への提出書類
配偶者（特別）控除、扶養控除、障害者控除、寡婦控除など	扶養控除等（異動）申告書
配偶者（特別）控除	配偶者控除等申告書
生命保険料控除、地震保険料控除、社会保険料控除など	保険料控除申告書
住宅借入金等特別控除	住宅借入金等特別控除申告書

※申告内容に誤りがあると、所得税や住民税が追加徴収される場合があります。申告書に記載した内容に誤りがあると気づいたら、速やかに勤務先に申し出て、年末調整の再調整を受けてください。

※給与所得者の多くは年末調整をすることで確定申告をする必要はありませんが、医療費控除や寄附金控除を受ける場合は、確定申告で控除を受けることになります。ただし、申告特例申請書（ワンストップ特例申請書）を提出された方は除きます。

【問 合 先】岐阜南税務署 ☎271-7111

パートと税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除（最低65万円）と基礎控除（38万円）などの所得控除を差し引いた残額です。

■パート収入にかかる税金と配偶者（特別）控除の関係

【例】夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの場合

パートの年収	パート収入に		配偶者控除が	配偶者特別控除が
	所得税が	町県民（住民）税が		
93万円以下	かからない	かからない	受けられる （38万円）	受けられない
93万円超 103万円以下		かかる場合がある		
103万円超 150万円以下	受けられない		受けられる（38万円）	
150万円超 201万円未満			受けられる （パート年収に応じて段階的に）	
201万円以上			受けられない	

※ただし、夫の合計所得額が900万円（給与収入で1,120万円）を超えると、控除を受けられる金額が変わります。また、1,000万円（給与収入で1,220万円）を超えると控除は受けられません。

【問 合 先】税務課 ☎388-1112

各種説明会のご案内

■年末調整説明会

【日 時】11月18日（月）午前10時～正午

【場 所】笠松中央公民館 3階大ホール（駐車場が少ないため、公共交通機関をご利用ください）

【持 ち 物】郵送される説明会の案内書と、同封の年末調整関係書類

【問 合 先】岐阜南税務署 ☎271-7111

■青色申告決算説明会

- 【日時】** 11月20日(水) ①午後2時～
21日(木)・22日(金) ①午前10時～、②午後1時30分～
※説明内容は同じです。所要時間は2時間程度を予定しています。
- 【場所】** マーサ21 4階マーサホール(岐阜市正木中1丁目2番地1号)
- 【備考】** ・令和元年分の青色申告決算書は、確定申告書などに同封して郵送されます。
・e-Taxまたは確定申告書作成コーナーを利用して確定申告を行った翌年は、確定申告書・青色申告決算書などは郵送されません。
・確定申告書や青色申告決算書などは、国税庁ホームページからダウンロードできます。
- 【問合せ先】** 岐阜南税務署 ☎271-7111

■消費税軽減税率制度等説明会

事業者を対象に、消費税の軽減税率や支援制度などに関する説明会を開催します。該当される方は、ぜひご参加ください。

【日時と場所】

笠松中央公民館 3階大ホール	マーサ21 4階マーサホール
11月18日(月) 午後1時30分～2時10分	11月20日(水) 午後1時～1時40分 11月21日(木)・22日(金) 午後3時40分～4時20分

※説明内容は同じです。

【問合せ先】 岐阜南税務署 ☎271-7111

税務署から相談窓口のご案内

■電話相談センター

国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターをご利用ください。

①岐阜南税務署(☎271-7111)へお電話をおかけください。

②自動音声によりご案内しますので、1を押してください。
(案内の途中でも操作可能です)

③自動音声に従って、相談したい内容の番号を選択してください。

受付時間:午前8時30分～午後5時(土日祝日、年末年始を除く)

電話での回答が困難な内容(具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など)については、面談相談をお受けしています。なお、**税務署での面接相談は事前予約制**ですので、必ず電話で相談日時を予約してください。

【問合せ先】 岐阜南税務署 ☎271-7111

地方税の電子申告(eLTAX)

eLTAX(エルタックス)は、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

町では、個人住民税の給与支払報告書・法人町民税の申告書・固定資産税償却資産申告書の提出に利用でき、自宅やオフィスからの手続きで、複数の地方公共団体へ一度に送信することができます。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。

【問合せ先】 eLTAXヘルプデスク

☎0570-081459

税を考える週間

皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくため、国税庁ではさまざまな行事を実施します。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。また、「税を考える週間」の特集ページでは、国税局や税務署の仕事を紹介するインターネット番組「Web-TAX-TV」などを配信しています。

11月11日(月)～17日(日)